

岐阜県公報

第 五 百 五 十 六 号
令 和 七 年 一 月 十 七 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課)	一 五
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	一 五
土砂災害警戒区域の指定	(同)	一 六
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	一 七
保安林の指定施業要件の変更	(飛 騨 農 林 事 務 所)	一 八
落札者等に関する公示	(労 働 雇 用 課)	一 八
指定管理者の指定	(産 業 デ ジ タ ル 推 進 課)	一 八
指定管理者の指定	(都 市 公 園 課)	一 九

岐 阜 県 告 示 第 十 八 号

土砂災害警戒区域の指定(令和五年岐阜県告示第二百九十八号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下有知2	関市下有知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐 阜 県 告 示 第 十 九 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(令和五年岐阜県告示第二百九十九号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下有知 2	関市下有知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下有知 7	関市下有知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上平 1	恵那市岩村町上平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平 2	恵那市岩村町上平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三区 1	恵那市岩村町三区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三区 2	恵那市岩村町三区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三区 3	恵那市岩村町三区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四区 1	恵那市岩村町四区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七区 1	恵那市岩村町七区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一区 1	恵那市岩村町一区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一区 2	恵那市岩村町一区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二区 1	恵那市岩村町二区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二区 2	恵那市岩村町二区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二区 3	恵那市岩村町二区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根ノ上 2	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中切 6	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南富 3	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下本郷 2	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下本郷 3	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中富 2	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山上 8	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山上 9	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山上 10	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一色 6	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大将陣 1	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大将陣2	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南富4	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水晶山	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木事務所 恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下有知7	関市下有知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一色6	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山上10	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山上9	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山上8	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中富2	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下本郷3	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下本郷2	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南富3	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中切6	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根ノ上2	恵那市岩村町飯羽間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二区3	恵那市岩村町二区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二区2	恵那市岩村町二区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二区1	恵那市岩村町二区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一区2	恵那市岩村町一区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一区1	恵那市岩村町一区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七区1	恵那市岩村町七区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四区1	恵那市岩村町四区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三区3	恵那市岩村町三区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三区2	恵那市岩村町三区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三区1	恵那市岩村町三区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平2	恵那市岩村町上平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平1	恵那市岩村町上平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大将陣 1	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大将陣 2	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南富 4	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水島山	恵那市岩村町富田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松	恵那市岩村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛驒市河合町大谷字きわださこ六一八の一一
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 二 変更後の指定施業要件
 - 三 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 間伐の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、岐阜県飛驒農林事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立障がい者職業能力開発校情報システム再構築及び維持管理業務並びに機器貸借 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和 6 年 10 月 11 日
 - 4 落札者を決定した日 令和 6 年 11 月 21 日
 - 5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野四丁目 1 番地の 9
共立コンピュータサービス株式会社
取締役社長 安田 次朗
 - 6 落札金額 45,280,505円
 - 7 契約に関する業務を担当する部門の名称及び所在地
 - (1) 部門の名称 岐阜県商工労働部障がい者職業能力開発校
 - (2) 所 在 地 岐阜市学園町二丁目33番地
- 指定管理者の指定
ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅（ソビマ・フラッツに限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十七条及び岐阜県県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第四十九条の八の規定により公示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ

代表者 深城 浩二

構成員

東京都中央区日本橋大伝馬町一番四号

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号

株式会社コングレ

羽島市正木町須賀五四四番地の一七

カワボウテキスタイル株式会社

大垣市小野四丁目三五番地一〇

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

東京都港区芝四丁目一番三号

グループシップ株式会社

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市雑倉七九四番地の一

昭和造園土木株式会社

代表者 日比 真一

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定

各務原公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市数田南三丁目七番二〇号

株式会社技研サービス

代表者 棚橋 泰之

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

指定管理者の指定

ぎふ清流里山公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

令和七年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

里山賑わい創出グループ

代表者 矢田 素史

構成員

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社エイチ・アイ・エス

美濃市二二七五番地の一
古川紙工株式会社
二
指定の期間

令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

令和七年一月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社